

2020年2月改訂版

組合行事・レクリエーション、 国内・海外旅行に

手頃な保険料、様々な補償!

行事スポット保険

普通傷害保険

国内旅行傷害保険

海外旅行保険

組合の日帰行事(A行事)の場合
1名あたり保険料30円で

ケガ通院
1日2,500円をお支払い。
ケガ入院
1日5,000円をお支払い。

家族みんな
加入できるよ



申込みは、各組合の共済担当者まで

みんなの安心

自治労連共済

日本自治体労働組合総連合共済会

ZENROREN

全労連共済

みんなでつくる 大きな安心

医労連共済

こ ん な 時

お役に立ちます

所属組合員とその家族の方が、組合等が主催する 行事に参加して事故にあった時

- 野球大会、学習会、職場懇親会、会議・・・
- スキー教室、野球大会、お花見・・・
- 組合員とその家族の国内旅行・海外旅行・・・

■日帰行事 ※組合と関係ない個人的な行事や旅行は、加入対象外です。

- 加入申込者の範囲・・・・・・ 組合
- 加入できる行事と加入対象の範囲
 - ・組合が主催する行事→組合員とその家族、そのほか行事に参加する人
 - ・組合が共催する行事→組合員とその家族、そのほか行事に参加する人
 - ・組合に関係する各種団体主催の行事→組合員とその家族
- 補償の範囲
行事参加のため住居を出てから、行事参加後に住居に帰るまで(通常の往復経路)の災害、事故によるケガが対象

■国内・海外旅行

- 加入申込者の範囲・・・・・・ 組合もしくは組合員
- 加入できる行事と加入対象の範囲
 - ・組合員とその家族が参加する国内・海外旅行→組合員とその家族
- 補償の範囲
国内・海外旅行では、旅行目的をもって住居を出てから、住居に帰るまで(通常の往復経路)の旅行行程中の災害、事故によるケガ・賠償等が対象(海外旅行では疾病も補償)

※申込みに際しては、「重要事項説明書」の記載内容を確認し、その内容に同意したうえで、ご加入ください。

申込み方法

- ①行事スポーツ保険加入申込書に必要事項を記入のうえ保険料と一緒に組合共済担当者に提出してください。
 - ②加入申込者(契約者)と加入者(被保険者)が異なる場合で、下記のaまたはbに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金については、他にご契約されている同種の保険契約(損保・生保)や共済契約と合算して1,000万円が限度となります。
ただし、6名以上でお申込みの場合は、被保険者の同意の署名は不要です。
a. 保険期間開始日時時点で被保険者の年齢が満14歳までの場合
b. 被保険者の同意の署名が無い場合
 - ③参加者名簿の取扱
【日帰行事・国内旅行】組合担当者が行事開催前日までに参加者名簿を備え付けてください。ただし、事故発生時には、参加者名簿を提出ください。
【海外旅行】加入者5名以下の場合は、申込書の「海外旅行加入者明細書欄」に**各自が自署にて**ご記入ください。ただし、6名以上の場合は、参加者全員の氏名等の情報を「海外旅行加入者明細書欄」にご記入のうえお申込みください。
 - ④同一行事で、日帰参加者と宿泊参加者が混在する場合
 - ・日帰参加者は、申込者が名簿を備え付けのうえ日帰行事でお申込みください。但し、事故発生時には、名簿を提出ください。
 - ・宿泊参加者は、名簿を申込者に添付のうえ国内旅行にてお申込みください。
 - ⑤組合共済担当者が記載内容・保険料を確認し、受付印を押印したうえで行事スポーツ保険加入申込書の加入者証(加入者控)をお渡します。
 - ⑥申込締切日
 - 日帰行事・国内旅行の場合は、行事・旅行の前日までにお申込みください。
 - 海外旅行の加入申込みの場合、以下の点に、ご注意ください。
 - ・出発日の14日前までに加入申込み手続きを完了してください。
 - ・団体旅行で、申込書が2枚以上になる場合は、最初の申込書のみ合計人数と合計保険料をご記入ください。
また、2枚目以降の加入申込者欄は、加入申込者の氏名のみ(組合名・住所・連絡先・申込印は不要)ご記入ください。
 - ・留学など長期契約は1年間が限度です。1年をこえる場合は、帰国の際に再契約してください。帰国しないまま再契約はできません。
 - ・留学で旅行期間が6ヵ月以上の場合は、留学用ビザあるいは留学証明書のコピーを添付してください。(最長1年が限度)
 - ・出発日までに海外医療サービスを受けられる「加入者証」を別に発行し、加入申込者(代表者)へ郵送しますので、「加入者証」は必ず携帯してください。
- 〈ご注意〉
ご加入にあたっては、同封の重要事項説明書を必ずお読みください。

申込みの効力

- 組合共済担当者によって加入申込書の保険料預り日欄、受付担当者署名捺印欄に、預り日・担当者署名捺印が記入・押印されているものが有効となります。

記入方法

- ①「加入申込者欄」には組合名・住所・個人名・電話番号をご記入ください。
- ②「加入行事欄」には該当する行事に○印をご記入ください。
- ③「保険期間(行事・旅行期間)」は次の通りにご記入ください。
〈例〉日帰り行事の場合: 20XX年2月1日に実施する場合
《20XX年2月1日～20XX年2月1日(1日間)》とご記入ください。
〈例〉複数日に開催されるトーナメントの場合。
《20XX年2月1日～20XX年2月28日(4日間)》とご記入ください(行事計画予定表を添付すること)。
〈例〉国内・海外旅行の場合: 20XX年2月1日～2月4日(3泊4日)を実施する場合
《20XX年2月1日～20XX年2月4日(4日間)》とご記入ください。
〈注意〉国内・海外旅行は旅行を目的として住居を出発された日から住居に帰着される日までを保険期間とします。
- ④「加入コース」は「保険金のお支払い内容と保険料表」から選びご記入ください。
〈例〉日帰行事の場合: 20XX年2月1日にソフトボール大会(A行事…保険料表の「日帰行事区分・種目表」参照)を実施する際、通院保険金2,500円コースに加入の場合。
《D-1》とご記入ください。
〈例〉国内旅行の場合: 20XX年2月1日～2月2日(1泊2日)を実施する際、通院保険金2,000円のコースに加入の場合。
《E-1》とご記入ください。
〈例〉海外旅行の場合: 20XX年2月1日～2月4日(3泊4日)を実施する際、死亡(傷害)保険金1,000万円(加入年齢が69歳まで)のコースに加入の場合。
《A-4》とご記入ください。
- ⑤「参加者総数」「合計保険料」欄は必ずご記入ください。
- ⑥「危険な運動」を行う場合は、組合共済担当者を通じ共済本部にご相談ください(保険加入申込書をご覧ください)。
- ⑦海外旅行の場合のみ「参加者名」と「告知事項」欄を必ずご記入ください。
- ⑧補償内容が同様の保険契約等(特約を含む)を、被保険者またはそのご家族が既にご契約されている場合、補償内容の重複が生じることがあります。したがって、補償内容の相違、保険金額やご契約の必要性などをご確認の上、ご契約ください。

保険金のお支払い内容と保険料表〔日帰行事・国内旅行〕

日帰行事

・普通傷害保険

行事参加者の傷害危険補償特約・往復途上傷害危険補償特約付帯普通傷害保険

■加入コースの選び方のご注意

▶ 満年齢85歳までの方に限ります。

▶ 加入申込者(契約者)と加入者(被保険者)が異なる場合で、下記のaまたはbに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金については、他に契約されている同種の保険契約(損保・生保)や共済契約と合算して1,000万円が限度となります。また、6名以上でお申込みの場合は、被保険者の同意の署名は不要です。

a. 保険期間開始日時点で被保険者の年齢が満14歳までの場合

b. 被保険者の同意の署名が無い場合

(1名あたり)

加入申込者 組合

行事種目区分	A 行 事		B 行 事		C 行 事	
加 入 コー ス	D-1	D-2	D-3	D-4	D-5	D-6
傷害死亡保険金	345万円	950万円	350万円	960万円	504万円	960万円
傷害後遺障害 保 険 金	345万円 14万円	950万円 38万円	350万円 14万円	960万円 38.4万円	504万円 20.2万円	960万円 38.4万円
入院保険金(日額)	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
手術保険金	入院保険金日額の「5倍・10倍」		入院保険金日額の「5倍・10倍」		入院保険金日額の「5倍・10倍」	
通院保険金(日額)	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
1名あたり保険料	30円	50円	150円	250円	350円	500円

★日帰行事区分・種目表

行事区分	日帰行事種目
A行事	会議、会合(委員会、研修会、勉強会、講演会)、定期大会、メーデー、オルグ活動、ゴルフ、綱引き、ソフトボール、ボウリング、テニス、ハイキング、バス旅行(日帰り)、盆踊り、海水浴、マスゲーム、バレーボール、卓球、バドミントン、お花見、ナイター観戦、いちご狩り、いも煮会、釣堀での釣り
B行事	軟式野球(準硬式を含む)、運動会、アスレチック、バスケットボール、マラソン、納涼船、陸上競技、ローラースケート、アイススケート、剣道、魚釣り(船を利用しないもの)
C行事	アイスホッケー、サッカー、スキー、スノーボード、ラグビー、硬式野球、柔道、相撲

* 上記以外の行事は、組合もしくは「各共済会」までお問い合わせください。

国内旅行

・国内旅行傷害保険

■加入コースの選び方のご注意

▶ 満年齢85歳までの方に限ります。(ただし、満年齢81歳以上85歳までの方は、E-1、E-3、E-5、E-7、E-9コースのみ加入できます。)

▶ 加入申込者(契約者)と加入者(被保険者)が異なる場合で、下記のaまたはbに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金については、他に契約されている同種の保険契約(損保・生保)や共済契約と合算して1,000万円が限度となります。また、6名以上でお申込みの場合は、被保険者の同意の署名は不要です。

a. 保険期間開始日時点で被保険者の年齢が満14歳までの場合

b. 被保険者の同意の署名が無い場合

(1名あたり)

加入申込者 組合・組合員

旅 行 日 程	1泊2日		3泊4日まで		6泊7日まで		13泊14日まで		1ヶ月まで	
加 入 コー ス	E-1	E-2	E-3	E-4	E-5	E-6	E-7	E-8	E-9	E-10
傷害死亡保険金	428万円	760万円	624万円	855万円	745万円	901万円	746万円	931万円	665万円	941万円
傷害後遺障害保険金	428万円 17.12万円	760万円 30.4万円	624万円 24.96万円	855万円 34.2万円	745万円 29.8万円	901万円 36.04万円	746万円 29.84万円	931万円 37.24万円	665万円 26.6万円	941万円 37.64万円
入院保険金(日額)	5,000円	6,000円	5,000円	6,000円	5,000円	6,000円	5,000円	6,000円	5,000円	6,000円
手術保険金	入院保険金日額の「5倍・10倍」		入院保険金日額の「5倍・10倍」		入院保険金日額の「5倍・10倍」		入院保険金日額の「5倍・10倍」		入院保険金日額の「5倍・10倍」	
通院保険金(日額)	2,000円	2,500円	2,000円	2,500円	2,000円	2,500円	2,000円	2,500円	2,000円	2,500円
賠償責任保険金 (自己負担額ナシ)	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円
1名あたり保険料	300円	400円	400円	500円	500円	600円	700円	850円	1,100円	1,400円

●日帰り旅行・国内旅行 保険金の種類と内容●

保険金種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い方法	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	被保険者が行事参加中または旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合。	保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 ●すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	下記が原因であるケガや下記の症状の場合には保険金をお支払いできません。 ①加入申込者、被保険者または保険金を受取るべき方の故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転中を含む）、麻薬等服用時の運転中の事故 ④脳疾患、疾病または心神喪失による事故 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術やその他の医療処置（ただし保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします） ⑦戦争、外国の武力行使、暴動等 ⑧地震・噴火、これらによる津波 ⑨核燃料物質等の有害な特性、またはその特性による事故 ⑩山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの）、スカイダイビング、ハンググライダー等の危険度の高いスポーツをしている間の事故 ⑪頸部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状 ⑫細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による中毒症状（国内旅行傷害保険を除く） 等
傷害後遺障害保険金	行事参加中または旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、重大な機能障害を残すなど被保険者の身体に後遺障害が生じた場合。	後遺障害の程度（第1級～第14級）に応じて、次の通り保険金をお支払いします。 ●保険金額×100%～4%	
入院保険金	被保険者が行事参加中または旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、入院した場合。	次の通り保険金をお支払いします。 ●入院保険金日額×入院日数 ●事故発生日からその日を含めて180日までの限度とします。 ●入院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たなケガをさせても入院保険金を重複してお支払いできません。	
手術保険金	被保険者が、ケガの治療のために事故発生日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合。手術とは以下の診療行為をいいます。 ●公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙される診療行為 ●メス等の器具を用いて患部等を切除、摘出の処置を施す先進医療に該当する診療行為 * 創傷処理、皮膚切開術、抜歯手術、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術等は補償対象外です。	手術内容に応じて、次のとおり保険金をお支払いします。 ①入院中に手術を受けた場合：入院保険金日額の10倍 ②上記以外で手術を受けた場合：入院保険金日額の5倍 （①および②の手術を受けた場合は①を適用） ●1事故によるケガについて、1回の手術を限度とします。	
通院保険金	被保険者が行事参加中または旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、通院し治療した場合。 ●往診日や長管骨、脊柱、上下肢の3大関節にギプス等を常時装着したときを含めることがあります。 ●治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院日数に含まれません。	次の通り保険金をお支払いします。 ●通院保険金日額×通院日数 ●事故発生日からその日を含めて180日までの期間中でかつ90日分を限度とします。 ●入院保険金と重複してはお支払いできません。 ●通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たなケガをさせても通院保険金を重複してお支払いできません。	
賠償責任保険金（国内旅行のみ）	旅行行程中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物を壊したりして損害を与え、被保険者が法律上の賠償責任を負った場合。 ●被保険者が所有・使用または管理している他人の財物に生じた損害に対する賠償責任はお支払いできません。（例：友人から借りたカメラを破損した場合。） ●ホテル、旅館等の宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます）に与えた損害は、お支払いの対象になります。 ●レンタル業者から、加入申込者または被保険者が直接借入れた旅行用品または生活用品は保険の対象になりません。	損害賠償金および弊社の同意を得て支出した費用（応急手当、護送費用、訴訟費用など）の合計額をお支払いします。 ●損害賠償金については、1回の事故につき、保険金額を限度とします。 ●賠償金額等の決定には、事前に弊社の承認が必要です。 ●弊社があらかじめ認めた応急手当、護送その他緊急措置に要した費用などは保険金額にかかわらずお支払いしますが、訴訟費用、弁護士報酬、または仲裁、和解もしくは調停費用については、一部お客様負担となる場合があります。 ●先取特権 被害者は、被保険者の弊社に対する保険金請求権について先取特権を有します。	下記に対しては保険金をお支払いできません。 ①加入申込者または被保険者の故意に起因する賠償事故 ②戦争、武力行使、内乱、暴動等に起因する賠償事故 ③地震、噴火、津波に起因する賠償事故 ④核燃料物質等の放射性、爆発性等の有害な特性に起因する賠償事故 ⑤職務遂行に直接起因する賠償事故（仕事上の賠償事故） ⑥同居の親族に対する賠償事故 ⑦借りた物、預かった物に対する損害に起因する賠償事故 ⑧自動車、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器（空気銃を除きます）等の所有、使用または管理に起因する賠償事故 等

保険金のお支払い内容と保険料表〔海外旅行〕

海外旅行

・海外旅行保険

■加入コースの選び方のご注意▶

※加入年齢は保険期間の初日に
おける年齢でお選びください

▶ 満年齢14歳までの方は、Aコースのみ加入できます。 満年齢70歳以上で旅行期間が31日間を超える方は、加入できません。
満年齢85歳の方まで加入できます。ただし、満年齢81歳以上85歳までの方は、AAコースにのみ加入できます。
既往症のある方でも加入できますが、既往症による治療・救済費用のお支払いはできません。
告知事項によっては、加入できない場合があります。

▶ 加入申込者(契約者)と加入者(被保険者)が異なる場合で、下記のaまたはbに該当する場合は、死亡・後遺障害保険金については、他に契約されている同種の保険契約(損保・生保)や共済契約と合算して1,000万円が限度となります。また、6名以上でお申込みの場合は、被保険者の同意の署名は不要です。

a. 保険期間開始日時時点で被保険者の年齢が満14歳までの場合

b. 被保険者の同意の署名が無い場合

(1名あたり)

加入申込者 組合・組合員

加入コース	A・AA	B・BB	C・CC
死亡	1,000万円	2,000万円	5,000万円
傷害	300万円	1,000万円	1,000万円
病気			
傷害による後遺障害	40万円～1,000万円	80万円～2,000万円	200万円～5,000万円
治療・救済費用	1,000万円	1,000万円	1,000万円
賠償責任 (自己負担なし)	1億円	1億円	1億円
携行品 (自己負担なし)	30万円	30万円	50万円
上記の内盗難等による携行品損害(注)	30万円	30万円	30万円

(注)盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については合計30万円を保険期間中の限度とします。

契約年齢	69歳まで	70歳以上	69歳まで	70歳以上	69歳まで	70歳以上
旅行期間	コース	保険料	コース	保険料	コース	保険料
1日まで	A-1	1,690円	AA-1	2,020円	B-1	2,300円
2日まで	A-2	2,230円	AA-2	2,600円	B-2	2,860円
3日まで	A-3	2,750円	AA-3	3,160円	B-3	3,390円
4日まで	A-4	3,210円	AA-4	3,680円	B-4	3,880円
5日まで	A-5	3,820円	AA-5	4,350円	B-5	4,560円
6日まで	A-6	4,400円	AA-6	4,970円	B-6	5,180円
7日まで	A-7	4,860円	AA-7	5,480円	B-7	5,650円
8日まで	A-8	5,280円	AA-8	6,140円	B-8	6,080円
9日まで	A-9	5,890円	AA-9	6,850円	B-9	6,720円
10日まで	A-10	6,430円	AA-10	7,460円	B-10	7,260円
11日まで	A-11	7,050円	AA-11	8,060円	B-11	7,910円
12日まで	A-12	7,590円	AA-12	8,650円	B-12	8,480円
13日まで	A-13	8,070円	AA-13	9,250円	B-13	8,990円
14日まで	A-14	8,490円	AA-14	9,820円	B-14	9,450円
15日まで	A-15	8,780円	AA-15	10,880円	B-15	9,760円
17日まで	A-16	9,400円	AA-16	11,610円	B-16	10,420円
19日まで	A-17	10,310円	AA-17	12,790円	B-17	11,370円
21日まで	A-18	11,160円	AA-18	13,850円	B-18	12,270円
23日まで	A-19	12,060円	AA-19	14,350円	B-19	13,260円
25日まで	A-20	12,860円	AA-20	15,270円	B-20	14,140円
27日まで	A-21	13,820円	AA-21	15,970円	B-21	15,170円
29日まで	A-22	14,660円	AA-22	16,570円	B-22	16,070円
31日まで	A-23	15,460円	AA-23	17,230円	B-23	16,920円
34日まで	A-24	16,660円			B-24	18,190円
39日まで	A-25	18,100円			B-25	19,770円
46日まで	A-26	21,290円			B-26	23,230円
53日まで	A-27	26,350円			B-27	28,700円
2ヶ月間	A-28	29,480円			B-28	32,210円
3ヶ月間	A-29	42,090円			B-29	45,900円
4ヶ月間	A-30	57,280円			B-30	62,700円
5ヶ月間	A-31	75,260円			B-31	82,290円
6ヶ月間	A-32	87,430円			B-32	96,050円
7ヶ月間	A-33	102,650円			B-33	112,820円
8ヶ月間	A-34	118,550円			B-34	130,220円
9ヶ月間	A-35	133,740円			B-35	146,710円
10ヶ月間	A-36	148,460円			B-36	162,830円
11ヶ月間	A-37	161,710円			B-37	177,460円
12ヶ月間	A-38	174,650円			B-38	191,710円

保険料(1名あたり)

●海外旅行 保険金の種類と内容●

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額（※1）を被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定した場合には、指定された方にお支払いします。 （※1）保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額からすでににお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	たとえば、 ○保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失*1 ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為*2 ○戦争、その他の変乱（注）*3 ○放射線照射、放射能汚染*4 ○無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転を含みます）、麻薬等使用中の運転*5 ○脳疾患、心神喪失*6 ○医学的見解所見のないうつろい、腰痛（後遺障害のみ）*7 ○妊娠、出産、早産、流産または外科的手術等の医療処置 ○旅行開始前、旅行終了後に発生したケガ など （注）戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
傷害後遺障害保険金	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度（第1級～14級）に応じて傷害後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 $\text{傷害後遺障害保険金額} \times 100\% \sim 4\% = \text{保険金の額}$ （注）ただし、保険期間を通じて合算し傷害後遺障害保険金額が限度となります。	○脳疾患、心神喪失*6 ○医学的見解所見のないうつろい、腰痛（後遺障害のみ）*7 ○妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ○歯科疾病 ○旅行開始前に発病した病気（既往症） など （注）日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療を受けた時に支出した費用については保険金をお支払いできません。
治療・救済費用保険金	●傷害治療費用部分 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けた場合 ●疾病治療費用部分 ①海外旅行開始後に発病した病気の原因で、海外旅行中または旅行終了後72時間以内に医師の治療を受けた場合（ただし、その病気の原因が旅行中に発生したものに限りません。） ②海外旅行中に感染した特定の感染症（※）が原因で、旅行終了後からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を受けた場合 （※）特定の感染症とは以下のものをいいます。 コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回腸熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、頭口虫（かこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓性出血熱、ハンタウイルス肺炎症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症 ●救済費用部分 海外旅行中に被保険者が、 ①事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②事故によりケガをされ、または発病した病気により3日以上継続して入院された場合（※2） ③病気により死亡された場合 ④発病した病気により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合（※2） ⑤搭乗中の航空機もしくは船舶が航行不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難された場合 ⑥被った事故により生死が確認できない場合、緊急捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 など （※2）旅行中に医師の治療を開始した場合に限りません。	●傷害・疾病治療費用部分 1回のケガ、病気につき次の費用のうち現実に支出した金額で社会通念上妥当と認められる金額を治療・救済費用保険金額の範囲内でにお支払いします。（ただし、ケガの場合は事故発生の日からその日を含めて180日以内、病気の場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に必要となった費用に限りません。） ①医師または病院に支払った診療関係・入院関係費用（緊急移送費、治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養する場合のホテル客室料などを除きます。） ②治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費（ケガの場合のみ対象となります。） ④入院により必要となった a. 国際電話料等通信費、b. 身の回り品購入費（5万円限度）、aとbの合計で20万円を限度とします。 ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きします。） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒費用 ●救済費用部分 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した次の費用で社会通念上妥当と認められる金額を、1回のケガ、病気、事故につき治療・救済費用保険金額の範囲内でにお支払いします。 ①捜索救助費用 ②救済者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救済者3名分まで）（※3） ③救済者のホテルなど宿泊施設の客室料（救済者3名かつ1名につき14日分まで）（※3） ④救済者の滞航手続費、現地での諸雑費（合計で20万円まで） ⑤現地からの移送費用（※4） ⑥遺体処理費用（100万円まで） （※3）被保険者の生死が判明した後に発生した費用は対象になりません。 （※4）払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きします。	●傷害治療費用部分 上記*1～*5、*7に加え、 ○旅行開始前、旅行終了後に発生したケガ など ●疾病治療費用部分 上記*1～*4、*7に加え、 ○妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ○歯科疾病 ○旅行開始前に発病した病気（既往症） など （注）日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療を受けた時に支出した費用については保険金をお支払いできません。
疾病死亡保険金	①海外旅行中に病気により死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気の原因で旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合（ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りません。） ③海外旅行中に感染した上記（※）の感染症（治療・救済費用に同じ）が原因で、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定した場合には、指定された方にお支払いします。	上記*1～*4に加え、 ○妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ○歯科疾病 など
賠償責任保険金	海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 （注1）被保険者が所有・使用または管理している他人の財物に生じた損害に対する損害賠償責任はお支払いできません。 例：友人から借りたカメラを破損した場合または盗難にあった場合 （注2）レンタル業者より契約者または被保険者が直接借用した旅行用品・生活用品や、ホテルの客室・客室内の動産（セーフティボックスおよび客室のキーを含みます）、住宅等の居住施設内の部屋・部屋内の動産（戸全体を賃借している場合を除きます。）に対する損害賠償責任はお支払いの対象となります。 （注3）被保険者が責任無能力者の場合で、当該責任無能力者の行為により賠償者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いします。	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、損害の発生または拡大の防止および求償権の保全等に必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した緊急措置費用、訴訟費用・弁護士報酬等の費用についても保険金をお支払いできる場合があります。 （注1）賠償金額の決定には事前に弊社の承認を必要とします。 （注2）被害者は、被保険者の弊社に対する保険金請求について、先取特権（※）を有します。 （※）「先取特権」とは、賠償事故において保険事故の発生後に被保険者の方（加害者）が破産した場合でも、保険金請求権を被害者の方が他の債権者よりも優先して弁済を受けられる被害者救済措置のことをいいます。	上記*3、*4、*6に加え、 ○保険契約者、被保険者の故意 ○職務遂行に直接起因する賠償責任 ○航空機、船舶（※8）、車両（※9）、銃器（※10）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ○同居および一緒に旅行中の親族に対する賠償責任 ○受託品に関する賠償責任 など （※8）コトおよび水上オートバイはお支払いの対象となります。 （※9）レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルはお支払いの対象となります。 （※10）空気銃はお支払いの対象となります。
携行品損害保険金	海外旅行中に携行する、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた身の回り品（カメラ、衣類、航空券、旅券等）（※10）が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 （※10）現金、小切手、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、各種書類、サーフィン・ウインドサーフィン等の用具等は含まれません。また、被保険者が滞在する居住施設内（一戸建て住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内）のもの、別送品も保険の対象に含まれません。	携行品一つ（1点・1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券の場合は合計5万円）を限度とし、時価額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。お支払いする保険金は、携行品損害保険金額をもって保険期間中の限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合、盗難・強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中の限度とします。 （注）運転免許証の盗難については再発給手数料を、旅券については5万円を限度に再発給費用（現地に負担した場合に限りません。交通費、宿泊費を含みます。）をお支払いします。	上記*1、*3、*4に加え、たとえば、 ○無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転を含みます）、麻薬等使用中の運転 ○携行品のかき（欠陥）または自然の消耗、さび、変色、虫食い ○携行品の置き忘れまたは紛失 ○山岳登山、ハンググライダーなどを行っている間に生じた用具の損害 ○単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ○差し押え、破壊等の公権力の行使（ただし、火災消防・避難に必要な処置、空港等で安全確認検査のためにスーツケース等の錠を破損された場合はお支払いの対象となります。） など

日本語による海外緊急医療・各種サービス

1 保険金請求手続等に係る相談サービス 保険契約内容の照会や、保険金請求手続等に関するご相談など24時間・年中無休、日本語で対応します。	2 クレジットカード、パスポート、トラベラーズチェック等の紛失や盗難時の手続のご案内	3 医療機関の紹介 緊急援助の必要な時に 緊急援助の必要なときは、いつでもご連絡ください。日本国の通じる病院が近くにある場合、ご紹介いたします。
4 緊急移送手配サービス 最寄りの医療施設への移送サービスを行います。医療設備飛行機、ヘリコプター、通常の航空機、列車または救急車の手配サービスを行います。	5 専門医への紹介 医師の要請があれば、専門医を現地に派遣します。	6 帰国手配サービス 医師の指示があれば、帰国の手配サービスを行います。必要に応じ、帰国中の医療看護も行います。
7 スペシャルサービス 万一の場合、遺体の送還を行います。		

（注）上記1,2,3は無料サービスとなります。4,5,6,7は有料となりますが、海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合は、保険金額の範囲内で無料となります。

●事故連絡はお早めに●

傷害事故の場合



■万一、事故にあったときは、直ちに組合共済担当者を通じて共済本部まで「行事スポット保険・事故報告書(速報用)」にて通知してください。30日以内に事故の通知がないと保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

■保険金請求に必要な書類

	死 亡	後遺障害	入院・通院
傷害保険金請求書	○	○	○
診 断 書	○ 死亡診断書又は死体検案書	○ 後遺障害診断書	○ (支払保険金が10万円以内の場合は【注1】)
戸 籍 謄 本	○		
法定相続人の印鑑証明書	○		
参 加 者 名 簿	○	○	○
した組合が加入 組合の 事故認定書	△	△	△
行事案内 または開催通知	○	○	○

※○印は必ず提出していただく書類です。

※△印は必要に応じて提出していただく書類です。

※上記の書類の他、必要に応じて別途書類を求めることがあります。

※【注1】支払保険金が10万円以内の場合は、病院の領収書(実入院日数分・実通院日数分)のコピーを提出ください。



賠償責任事故の場合

■万一、賠償責任事故が発生したときは、まず負傷者に対する救護など、必要な処置を取り、速やかに「賠償責任事故報告書(速報用)」を提出してください。

また、事前に引受保険会社に相談せずに賠償金を支払ったり、賠償額などの話をしても、その一部あるいは全額について保険金が支払われない場合があります。

※海外旅行での事故の際は「海外旅行加入者証」と同封の保険金請求書兼状況報告書(裏面診断書)をご使用ください。詳しくは「トラベラーズ・ハンドブック」を参照してください。

行事の中止・延期の場合

「加入申込書」による行事が、天候不順やその他の都合で中止・延期した場合は、行事開催予定日までに「行事スポット保険中止・延期報告書」に中止・延期の理由を記入し、「各共済本部」へ報告してください。また、延期の場合は、延期予定日も明記してください。

中止の時に報告がない場合は、行事は開催したものとなり、保険料の払戻しができませんのでご注意ください。

● 加入のお申込みは各組合の共済担当者までご連絡ください。

自治労連共済

〒112-0012

東京都文京区大塚4-10-7 自治労連会館1F

TEL 03-5978-3590

FAX 03-5978-3599



全国労働組合 総連合共済会

〒110-0034

東京都文京区湯島2-18-6 湯島夏目ビル5F

TEL 03-5842-3750

FAX 03-5842-3752

医労連共済

〒110-0013

東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館4F

TEL 03-3876-8297 FAX 03-3876-8263



いろいろんきょうさい
0120-160931

Chubb損害保険株式会社より加入申込者の皆様へ

保険代理店「株式会社ルー・ジャパン」は「行事スポット保険(行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険、国内旅行傷害保険、海外旅行傷害保険)」の引受保険会社:Chubb損害保険株式会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の徴収ならびに日本自治体労働組合総連合共済会・全国労働組合総連合共済会・日本医労連共済事務局宛の保険料領収書の発行、契約管理業務の代理業務を行なっております。従いまして、株式会社ルー・ジャパンとご契約頂いて有効に成立したご契約につきましてはChubb損害保険株式会社と直接契約されたものとなります。

取扱代理店

株式会社ルー・ジャパン

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-2-2 小川町B5ビル

TEL 03-3294-8225 FAX 03-3294-8227

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社

チャップ保険は、斬新な発想とチャップ・グループのグローバルなネットワークをもとに、個人から法人まで幅広く革新的な損害保険商品を提供しています。日本市場における実績は、前身企業を含め98年におよび、外資系損害保険会社としての最長の歴史を誇ります。米国籍付機関S&P社からは、保険財務力格付け「A+」(2019年1月現在)の評価を受けています。